

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日商	(4)	ヘルスクレーム規則	・2007年に発効した欧州ヘルスクレーム規則によると、ヘルスクレームの使用には商品の成分がこれから制定される栄養プロフィールに合致することが必要である。この栄養プロフィールが食品カテゴリーごとに栄養価を定めたものとなる場合、当社の製品が競合社のカテゴリーとは違うカテゴリーに分類され、非常に不利な基準を課される恐れがある。 また、商品のポーションサイズが考慮されず、すべて100g/ml単位とされるとポーションサイズが小さい商品につき、実際の商品単位のインパクトが考慮されないという不合理が生じる。	・食品に相応しい栄養プロフィールを制定することにより、消費者の食品の特質について知る権利を侵害しないようにする。 ・カテゴリーの仕分けにおいては、競合している商品が同じカテゴリーになるようにカテゴリーを設定する。	・食品に関する栄養、ヘルスクレームに関する2006年12月20日付け欧州規則、第16条	
	日商	(5)	消費者向け食品情報の記載義務	・食品に関する消費者情報で義務付けが検討されている項目は増大の一途をたどっているが、商品包装の限られたスペースにこれらの情報をすべて記載するのは非常に困難。	・包装以外の場所での情報提供を認める。	・消費者向け食品情報に関する法案	
	フル工	(6)	規格の制度化問題	・ISOの作業部会にて、フランスからウィーン協定に基づき、EN規格をISO化するべきとの提案がなされた。EN規格をそのままISOにするというシステムが認められるということは、欧州以外の国に大きな不利益をもたらすものであるが、この協定が存在する以上、フランスの提案をむげに拒絶することもできない。	・このような不平等な協定は破棄するよう働き掛けをして頂きたい。	・ウィーン協定	
	日商	(7)	認証試験のコスト負担	・EU規格の認承試験に出費。	・認承試験への補助。		
	JEITA 日機輸	(8)	電池の取り外しに関するFAQの突然の削除	・EU電池指令において求められている電池の取外し容易性の実現について、これまで欧州委員会が公表しているQ&Aの内容において、消費者または専門業者(リサイクラー等)に対して取外し容易性が確保されていれば良いと解釈されてきた記載が、2012年11月に何の予告もなく突然このQ&Aの中から削除された。 2013年10月10日に改正電池指令が欧州議会で採択されたことにより実質的に内訳が定まったと思われるが、第11条(電池の取り外し)に、消費者または専門業者(リサイクラー等)に対して取外し容易性が確保されていれば良いとの主旨の文言が追加された。しかしながらこの条項に対するQ&Aとして、事実上消費者に対する取り外し容易性の確保が必須とされる内容がドラフトされており、これは改正内容を逸脱するものと考えている。 このQ&Aが公表され、実質的に専門業者による取外しが認められなくなると、特に一部の小型電気電子機器の設計変更が必要となるためメーカーへ大きな負担を強いることに加え、機器の大型化(厚型化)、重量増によるユーザー利便性の悪化、そして、プラスチック等の使用資源量の増加に伴う最終的な廃棄量の増加という環境への悪影響を引き越すことになると考えられる。 (対応) ・2013年10月10日、改正電池指令が欧州議会で採択されたが、第11条(電池の取り外し)に、消費者または専門業者(リサイクラー等)に対して取外し容易性が確保されていれば良いとの主旨の文言が追加された。 しかし、この条項に対するQ&Aとして、事実上消費者に対する取り外し容易性の確保が必須とされる内容がドラフトされている。	・公式Q&Aの改定は関係者との議論の上で行うべきである。 ・専門業者による電池の取外しを認め、改正内容を実質的に無効化するようなQ&Aの策定に反対する。	・改正EU電池指令(2006/66/EC)に対する、欧州環境総局によるQ&A	
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>『問題点内容』、『要望』、『準拠法』 を変更しました。 『対応』を追加しました。</p> </div>							
20	独占	自動部品	(1)	事前相談制度の廃止	・従来あった個別適用除外の事前相談制度である「ネガティブ・クリアランス制度」が廃止となったため、たとえば特許のライセンスプールなどの形成について、事前に当局の承認を得る機会が奪われた。	・事前相談制度の復活、あるいはこれに相当する新制度の実施。	・1962年EC理事会規則17号(2)項